静岡県県営林Ｊ－クレジット販売要領

（趣旨）

第１条　県が、静岡県県営林で認証取得したＪ－クレジット（以下「県営林Ｊ－クレジット」という。）を、カーボン・オフセットに取り組む事業者等に販売することに関して必要な事項を本要領に定める。

（用語の定義）

第２条　本要領におけるＪ－クレジット制度に関する用語については、「国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（Ｊ－クレジット制度）実施要綱」（2013 年４月 17 日、経済産業省、環境省、農林水産省制定）の定めるところによる。

（販売手法）

第３条　県営林Ｊ－クレジットの販売手法は、次の各号によるものとする。

(1)県が県営林Ｊ－クレジットの購入を希望する者（以下「購入希望者」という。）に対し直接販売する方法（以下「直接販売」という。）

(2)県が購入希望者の紹介業務を委託した場合において、県と当該購入希望者との間で売買契約を締結する方法（以下「紹介業務委託」という。）

(3)県が購入希望者の購入に関する仲介業務を委託した場合において、当該受託者が販売する方法（以下「仲介業務委託」という。）

（販売単価及び購入上限等）

第４条　県営林Ｊ－クレジットの販売単価及び購入上限等は、県が別に定めるものとする。

２　前項の販売単価及び購入上限等は、県のホームページで公表するものとする。これを改定した場合も同様とする。

（購入希望者の募集）

第５条　購入希望者の募集は、第３条各号の定めるところにより、県又は購入希望者の紹介業務若しくは購入希望者の購入に関する仲介業務を県から受託した者（以下「受託者」という。）が行うものとする。

２　購入希望者の募集は、県が保有する県営林Ｊ－クレジットの数量の範囲内で行うものとし、県はホームページに販売する数量を公表する。

（購入の申込み）

第６条　直接販売及び紹介業務委託の場合、県営林Ｊ－クレジットの購入の申込みは、購入希望者が行うものとし、様式第１号の１、様式第２号の１及び様式第３号に必要事項を記入の上、窓口への持参、郵送、電子メールのいずれかの方法により、県に提出する。

２　仲介業務委託の場合、県営林Ｊ－クレジット購入の申込みは、仲介業務の受託者が行うものとし、様式第１号の２及び様式第２号の２に必要事項を記入の上、窓口への持参、郵送、電子メールのいずれかの方法により、県に提出する。

３　第１項及び第２項の申込みは、１二酸化炭素換算トン（以下「ｔ－CO_2」という。）単位で行うものとする。

（購入者の決定）
第７条　県は、前条第１項及び第２項の規定による申込みがあった場合は、必要書類を全て整えた順番（以下「先着順」という。）に内容を審査の上、県営林Ｊ－クレジットの購入者を決定する。
２　県は、次の各号のいずれかに該当する者に販売しないものとする。
(1)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
(2)個人又は法人の代表者が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
(3)法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
(4)自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
(5)暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
(6)暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
(7)相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
(8)その他、適切な取引ができないと認められる者
３　県は、第１項の審査に必要な範囲において、前条第１項及び第２項の申込みを行った者（以下「申込者」という。）に対し、県営林Ｊ－クレジット使用の目的及び方法に関する資料並びにその他の資料の提出を求めることができる。
４　県は、第１項の審査結果について、申込者に書面（様式第４号）により通知する。

（売買契約の締結）
第８条　県は、前条第１項により決定した場合は、契約書（様式第５号の１又は様式第５号の２）を作成し、購入者と売買契約を締結する。

（売買代金の納入）
第９条　購入者は、県営林Ｊ－クレジットの売買代金を、県が発行する納入通知書により納入する。

（県営林Ｊ－クレジットの移転、無効化）
第 10 条　県は、前条の規定による納入を確認後、Ｊ－クレジット登録簿において、県の口座から購入者が指定する口座に、販売した県営林Ｊ－クレジットの移転手続きを行う。
２　県は、購入者が第８条の規定による契約締結までに前項の口座を指定しない場合は、販売した県営林Ｊ－クレジットの無効化を行う。
３　県は、前項の規定による無効化を行った場合は、購入者に無効化通知書の写しを送付する。
４　購入者は、第１項の規定による移転又は第２項の規定による無効化を確認したときは、県に遅滞なく静岡県県営林Ｊ－クレジット受領書（様式第６号の１）又は静岡県県営林Ｊ－クレジット無効化処理確認書（様式第６号の２）を提出する。

（紹介業務委託の業務内容）
第 11 条　第３条第１項第２号による紹介業務委託は、次に掲げる業務とする。
(1)購入希望者の募集に関する業務
(2)購入希望者の紹介に関する業務

（仲介業務委託の業務内容）
第 12 条　第３条第１項第３号による仲介業務委託は、次に掲げる業務とする。
(1)購入希望者の募集に関する業務
(2)購入希望者に販売するために行う県営林Ｊ－クレジットの購入並びに購入希望者（以下、仲介業務受託者の販売先を「仲介先顧客」という。）への販売に関する業務
(3)仲介先顧客に販売した県営林Ｊ－クレジットの移転・無効化に関する業務

（委託期間）
第 13 条　第 11 条及び第 12 条に定める業務の委託期間は、委託契約を締結した日から当該日が属する年度内の日までとする。

（受託の申請）
第 14 条　県から第 11 条又は第 12 条に定める業務の委託を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、静岡県県営林Ｊ－クレジット紹介業務受託申請書（様式第７号の１）又は静岡県県営林Ｊ－クレジット仲介業務受託申請書（様式第７号の２）を窓口への持参、郵送、電子メールのいずれかの方法により県に提出しなければならない。

（受託者の決定）
第 15 条　県は、前条に規定による申請があった場合は、先着順に当該申請の内容を審査の上、第 11 条又は第 12 条に定める業務の受託者を決定する。
２　県は、次の各号のいずれかに該当する者を受託者としないものとする。
(1)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
(2)個人又は法人の代表者が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
(3)法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
(4)自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
(5)暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
(6)暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
(7)相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
(8)本社又は営業所等の事業拠点を静岡県内に有していない者
(9)その他、適切な取引ができないと認められる者

３　県は、前条の規定による申請があった場合は、第１項の審査に必要な範囲において、申請者に対し、追加資料の提出を求めることができる。
４　県は、第１項の審査結果について、申請者に書面（様式第８号）により通知する。

（委託契約の締結）
第 16 条　県は、受託者を決定したときは、静岡県県営林Ｊ－クレジット紹介業務委託契約書（様式第９号）又は静岡県県営林Ｊ－クレジット仲介業務委託契約書（様式第 10 号）により受託者と契約を締結するものとする。
２　県は、前項の契約を締結した後は、速やかに、その旨を県ホームページで公表するものとする。

（複数年度にわたる購入の申込み）
第 17 条　直接販売の場合、複数年度にわたり継続的に一定量の県営林Ｊ－クレジットを購入する申込みは、購入希望者が行うものとし、様式第 11 号の１、様式第２号の１及び様式第３号に必要事項を記入の上、窓口への持参、郵送、電子メールのいずれかの方法により、県に提出する。
２　仲介業務委託の場合、複数年度にわたり継続的に一定量の県営林Ｊ－クレジットを購入する申込みは、仲介業務の受託者が行うものとし、様式第 11 号の２及び様式第２号の２に必要事項を記入の上、窓口への持参、郵送、電子メールのいずれかの方法により、県に提出する。

（複数年度にわたる購入者の決定）
第 18 条　県は、前条第１項及び第２項の規定による申込みがあった場合は、第７条に準じて審査の上、複数年度にわたる県営林Ｊ－クレジットの購入者を決定する。
２　県は、第１項の審査結果について、申込者に書面（様式第 12 号）により通知する。

（協定の締結）
第 19 条　県は、前条第１項により決定した場合は、県営林Ｊ－クレジット継続販売基本協定書（様式第 13 号の１）又は県営林Ｊ－クレジット継続仲介販売基本協定書（様式第 13 号の２）を作成し、購入希望者又は仲介業務の受託者及び仲介先顧客と協定を締結する。
２　協定期間は、最長で、協定を締結した日が属する年度を初年度として、５年目の年度末の日までとする。ただし、協定締結者全員の合意により、協定を最大３年間延長することができる。
３　県は、協定の初年度を除く期間中、協定を締結した購入希望者及び仲介先顧客に、単年度の申込みに優先して、県営林Ｊ－クレジットの販売枠を割り当てるものとする。
４　県営林Ｊ－クレジットの販売単価は、次条各項の購入申込みがあった時点の販売単価を適用する。

（協定期間中毎年度の購入の申込み等）
第 20 条　協定期間の初年度の購入申込みは、第 17 条各項の申込みをもって第６条各項の申込みがあったものとみなし、県は、前条第１項の協定書作成と同時に、第８条に準じて、契約書（様式第５号の１又は様式第５号の２）を作成し、購入者と売買契約を締結する。

２　協定を締結した購入希望者は、協定期間の２年度目以降に毎年度、第６条第１項の規定による申込みを行うものとする。
３　協定を締結した仲介業務の受託者は、協定期間の２年度目以降に毎年度、第 14 条の規定による受託の申請及び第６条第２項による申込みを行うものとする。

（証明書の発行）
第 21 条　購入者及び仲介先顧客は、県営林Ｊ－クレジットを購入した証として、証明書の発行を希望する場合は、県に証明書発行申請書（様式第 14 号）を提出する。ただし、県及び受託者以外から県営林Ｊ－クレジットを購入した場合は、申請することができない。
２　県は、前項の規定による申請があった場合は、証明書（様式第 15 号）を発行する。

（協議）
第 22 条　この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県と購入希望者又は購入者、申込者、申請者、受託者、仲介先顧客が誠意をもって協議し、解決を図る。

（その他）
第 23 条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、県が別に定める。

附　則
この要領は、令和８年３月 18 日から施行する。

附　則
この要領は、令和８年５月８日から施行する。

附　則
この要領は、令和８年 10 月 21 日から施行する。